

イタリア産タロッコ種のスイートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年3月10日付け16消安第9372号消費・安全局長通達）一部改正(案)新旧対照表 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>イタリア産タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第45のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスイートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第190号。以下「告示」という。）1に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の実施の確認について、次により、原則として、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)～(ウ)（略） イ 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、イタリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。 (ア) 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。 (イ) 検査の結果、<u>検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。</u> (ウ) (ア)及び(イ)の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてイタリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。</p> <p>ウ（略） (2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 検査の実施の確認</p>	<p>イタリア産タロッコ種のスイートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第45のイタリア産タロッコ種のスイートオレンジの生果実に係る植物検疫の実施については、平成17年3月10日農林水産省告示第452号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒実施の確認 植物防疫官は、告示6の(2)のアの消毒の確認について、次により、原則として、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)～(ウ)（略） イ 輸出検査の確認 植物防疫官は、告示6の(1)の検査の確認について、次により、原則として、イタリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。 (ア) 生果実のこん包数の2パーセント以上について、<u>検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。</u> (新設) (イ) (ア)の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてイタリア植物防疫機関と共同して調査すること。なお、その原因が判明するまでは、<u>それ以後の消毒の確認を行わないこと。</u> ウ（略） (2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認</p>

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、イタリア植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア) 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。

(イ) 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、イタリア植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ・ウ(略)

2 消毒施設

(1)(略)

(2) 告示5の(1)の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとなっている。

ア(略)

イ 船倉ごとに生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、複数デッキにあつては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有すること。

エ(略)

(3)~(5)(略)

3 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、2の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

イ(略)

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、イタリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実のこん包数の2パーセント以上について、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

(イ) イタリア植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査において検疫有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の結果検疫有害動植物が発見されたときは、イタリア植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ・ウ(略)

2 消毒施設

(1)(略)

(2) 告示5の(1)の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとなっている。

ア(略)

イ 生果実の中心部の温度(船倉ごとに4か所又は複数デッキにあつてはデッキごとに3か所)を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

(新設)

ウ(略)

(3)~(5)(略)

3 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、2の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

(新設)

ア(略)

(削る。)

(2)(略)

4(略)

5 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとされ、イタリア植物防疫機関により、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1)(略)

(2)仕向地の表示

FOR JAPAN

6 輸入検査

(1)植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2)植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3)(1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4)植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

イ 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。

(2)(略)

4(略)

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとされ、イタリア植物防疫機関により、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1)(略)

(2)仕向地の表示



6 輸入検査

(1)植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

(2)植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3)(1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4)植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
イ（略）

ア チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。
イ（略）